変更登録届出(登録内容の変更)について(事業者)

(※東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課に内容確認の上、東京都福祉保健財団が作成)

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)として登録後、登録した内容に変更が生じる場合は、変更登録届出が必要です。

提出書類

ア 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書(第4号様式)

イ 添付書類

届出	添付書類					
時期						
	○「履歴事項証明書」(登記簿)(3か月以内に発					
	行された原本)					
	〇返信用封筒(角2)(120 円切手貼付、住所・					
	送付先名称記載)					
亦再品	○「履歴事項証明書」(登記簿)(3か月以内に発					
夕丈的	行された原本)					
	〇返信用封筒(角2)(120 円切手貼付、住所・					
	送付先名称記載)					
_	(不要)					
	(个安)					
	○「履歴事項証明書」(登記簿)(3か月以内に発					
変更後	行された原本)					
	〇定款又は寄付行為(コピー)					
変更前	○変更後の業務方法書					
	○変更後の介護福祉士・認定特定行為業務従事者					
	名簿(従事者全員が記載されているもの)					
	〇追加された従事者の認定証等(コピー)					
変更後	○変更後の備品一覧					
	(不要)					
	要 変 要 前					

※返信用封筒について

氏名又は名称・住所、事業所の名称・所在地の変更がある場合、変更内容を反映させ た登録通知書を交付しますので、返信用封筒を同封してください。

その他の変更の場合は、届出後、特に財団からお送りするものはありません。

記入例・変更登録届出

年 月 日

東京都知事殿

所 在地東京都第個区西第宿2-8-1申 請 者都介護サービス株式会社代表 者名代表取締役 東京 太郎

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条に定める特定行為業務)について、登録を受けた内容を変更するため、同法第48条の6の規定に基づき届け出ます。

登録喀痰吸引等事業者登録番号(登録特定行為事業者登録番号							1	3	2	5	0	0	0	0	0
フリガナ		ミヤコカイコ゛サー	-ヒ゛ス ツウショカイ	イコ゛シ゛キ゛ョウショ											•
事業所名称	称 <mark>都介護サービス 通所介護事業所</mark>														
		(郵便番	号 000	- 0000	<mark>)</mark>)										
所在地			東京都〇〇区〇〇1-2-3 (ビルの名称等) 法人にあっては「代表者氏名」、個人 にあっては「氏名」が該当します。												
電話番号	電話番号 00-000-0000														
変更が発生する事項						変更内容の概要									
O印を 記入↓	- │ 1 設置者に係る事項 /					(変更前) <mark>ΔΔ ΔΔΔ (削除)</mark>									
①代表者氏名 🔺					□□□□□□(削除)										
	②代表者の住所 ◆														
	③事業所の名称					法人にあっては「法人所在地」、個人にあっ									
④事業所の所在地						法人にのつては「法人所任地」、個人にのつ									
	⑤法人の寄附行為又は定款					(16. 于明日正川川川川田田田)									
〇印を	2. 登録啊	。喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業			為事業	(亦再然)									
記入↓	者)の登録に係る事項				(変更後) - <mark>別添の名簿のとおり</mark>										
	①業務方法	法書				一 ☆☆☆ ☆☆ (追加)									
O	②喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為														
	業務従事者の名簿 (第1号様式-1)														
	③喀痰吸引	③喀痰吸引等の実施に係る備品一覧													
④実地研修責任者の氏名															
	変	更年	月日		\Box					年	月	日			

- 備考1 「登録喀痰吸引等事業者登録番号(登録特定行為事業者登録番号)」には、登録時に割り当てられた登録 番号を記載してください。
 - 2 変更が発生する項目番号に「○」を記載してください。
 - 3 変更内容の概要について、変更点がわかるように記載し、合わせて関連する資料の名称を記載してくだ さい。
 - 4 変更内容が分かる書類を添付してください(名簿の変更においては、介護福祉士であれば登録証、認定 特定行為業務従事者であれば認定証、看護師であれば免許証の写しを合わせて提出してください)。

よくある質問

	Q	А
1	変更登録届出(従事者名簿)について ①同一所在地内の複数の登録事業所間での 職員異動についても変更登録は必要でしょうか? ②従事者の離職・退職時においても、変更 登録は必要でしょうか?	お見込みのとおりです。 利用者の安全確保のために、事業所単位での 従 事者の氏名登録の徹底をお願いします。
2	変更登録届出書の届出項目の中に、「業務方法書」がありますが、医師の指示書、実施計画書等の様式の変更に関しても、届出の必要はありますか?	業務方法書の他に、登録喀痰吸引等事業者 (登録特定行為事業者)登録適合書類に含まれるものの変更については届出が必要です。
3	変更登録届出書の届出項目の中に、「代表 者の住所」がありますが、変更した場合、 届出の必要があるでしょうか?	届出項目の「代表者の住所」を、「申請者の 住 所」と読み替えてください。申請者が法人 であ る場合、所在地が変わった時は変更届出 が必要 です。法人の代表者の自宅住所変更に ついて は、届出は必要ありません。 (社会福 祉士法及び介護福祉士法 第48条の 6参 照)